

## プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて（決議概要）

- 海洋環境におけるプラスチック汚染を含むプラスチック汚染が世界的に深刻な問題となっていることを懸念。（前文）
- 海洋や他の環境におけるプラスチック汚染は越境しうること、各国の状況を考慮した上で包括的なライフサイクルアプローチで対処する必要があることを留意。（前文）
- 社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識し、地方、地域及び国際レベルで効果的かつ進歩的な行動を促進することが緊急に必要であることを強調。（前文）
- 地方、地域及び国際的な約束等（※大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの例示含む）による政府及び国際機関による努力を歓迎し、連携のとれた長期的かつ世界的なビジョンの必要性を認識。（前文）
- プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際約束を作るための政府間交渉委員会の設立を決定。（本文パラ 3）
- 政府間交渉委員会は 2022 年後半から開始し、2024 年までに作業を完了することを目指す。（本文パラ 1）
- 国際約束の内容は以下を含む。
  - 国際約束の目的の特定（本文パラ 3 a）
  - プラスチックの持続可能な生産と消費の促進（製品設計、環境上適正な廃棄物管理等を含む）（本文パラ 3 b）
  - 海洋環境におけるプラスチック汚染を減らすための国内外の協調的取組の促進（本文パラ 3 c）
  - 国別行動計画の策定、実施、更新（本文パラ 3 d）
  - 国際約束の実施状況及び実効性に関する評価（本文パラ 3 g・h）
- 政府間交渉委員会で検討すべき事項は以下のとおり
  - 国際約束の義務的事項、対策、自主的アプローチ（本文パラ 4 a）
  - 国際約束の実施を促進するための資金メカニズムの必要性（多国間基金を創設する可能性も含む）（本文パラ 4 b）
  - 最大限入手可能な科学的知見及び優良事例（本文パラ 4 d）
- 各国に対し、既存の自主的な行動の継続・強化を呼びかける。（本文パラ 15）
- 第 1 回政府間交渉委員会会合に際し、あらゆるステークホルダーに対し開かれた情報・活動の交換を行うためのフォーラムを開催する。（本文パラ 16）